

**市川市文化芸術活動緊急支援給付金募集要項**  
「ICHIKAWA Artists for Tomorrow」

**1. 目的**

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、文化芸術活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等が制作した映像作品の配信を通じ活動の場を提供するとともに、市民が在宅でも文化芸術を享受できる機会を提供します。

**2. 概要**

プロのアーティスト等から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ制作した映像作品を募集し、ウェブ上で配信します。作品を制作したアーティストやスタッフ等に対しては1件あたり20万円の給付金を交付します。

**3. 募集作品数 50件**

**4. 募集期間**

令和2年7月3日(金)～7月17日(金)

**5. 応募対象者**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティスト、スタッフ等で、以下の要件を全て満たす個人またはグループ

- (1) 市川市内在住又は市川市内を主な活動拠点にしていること。
- (2) プロフェッショナル(文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している方で、公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等に携わっている方)として、直近1年以上継続して文化芸術活動を行っていること。

※グループの場合、(1)については構成員の半数、(2)については全員が申請者の資格の要件を満たす必要があります。

**6. 対象となる分野・職種**

**(1)分野**

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映像、伝統芸能等(分野横断的な取り組みも可)

※文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野

**(2)職種**

音楽家、舞踊・舞踏家、伝統芸能実演家、落語家、彫刻家、脚本家、舞台監督、デザイナー、制作スタッフ、照明・音響・映像等技術スタッフ、舞台衣装家、美術家、演出家、カメラマン、コーディネーター、キュレーター、俳優、メイクアップアーティスト、その他文化芸術活動に関わるプロフェッショナル

### ※申請の資格がない団体・個人

- (1)市川市暴力団排除条例(平成24年市川市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (2)反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者

### 7. 対象作品

- (1)個人又はグループが制作する未発表の映像作品(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、映像作品上も可能な限り3密を避けたものとする)。既存の映像作品でも未発表のものは対象とします。
- (2)他都道府県や市町村で実施している同様の芸術活動緊急支援給付金事業に未応募の作品であること。また同一作品に関する映像は一度のみの応募としてください。
- (3)5分～15分程度の映像作品であること。

#### 【参考:映像作品のイメージ】

- ・パフォーマンス全般(音楽演奏、演劇、合唱、朗読、ダンス等)
- ・美術等のライブ制作
- ・絵画、写真等のスライドショー
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像
- ・自身の作品についての紹介・解説
- ・専門分野についての解説
- ・普段の練習等についての紹介や公演、展示等の準備風景

※あくまで例ですので、上記の内容に縛られることなく自由な発想で企画してください。

※著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

なお、映像作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTube では、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)と JASRAC 管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTube にご確認ください。

### 8. 対象とならない作品

- (1)応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2)特定の企業等の宣伝、また特定の商品の宣伝・販売活動を主な目的とするもの
- (3)制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (4)特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5)寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6)宗教的または政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (7)児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募等公序良俗に反するもの

(8)日本国憲法、法律、政令、条例等の法令に違反するもの

## 9. 応募概要

まず市川市文化芸術活動緊急支援給付金交付申請書(以下申請書)と映像作品の企画書(企画概要400字以内)、また希望する場合は企画内容補足資料を送付することにより応募していただきます。申請書・企画書には市川市との関わりについて(在住/活動拠点がある等)、またこれまでの市川市での実績や今後市川市で実施したいこと等についてできるだけ詳しく書いてください。審査結果通知後企画に基づいて映像作品を制作していただき、完成作品をウェブ上で配信します。映像作品確認後、給付金交付請求書を送付いただき、給付金を交付いたします。なお本事業への応募に当たっては、本募集要項、応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

### (1)提出書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

ア 応募書類一式(指定の様式)

- ・申請書(様式第1号)
- ・企画書(様式第2号)

イ 申請者に関する資料(任意の様式)

- ・活動実績を示す資料

申請書に記載した活動実績の中で直近1年間に関するチラシ、パンフレット、写真等

※直近1年間の活動に関する資料の内、提出できる範囲でかまいません。

ウ 企画内容補足資料(希望する場合のみ)

様式自由

### (2)提出方法

書類をPDF形式で電子メールで送付してください。やむを得ず電子メールで送付できない場合は郵送での応募も可とします(7月17日消印有効)。※「文化芸術活動緊急支援給付金応募書類在中」と朱書きすること。

#### 【応募書類送付先】

(メール) art-support@city.ichikawa.lg.jp

(郵送) 〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-2-5-201

いちかわ情報プラザ 市川市 文化スポーツ部 文化芸術課

### (3)その他

ア 個人として一人1件のみの応募としてください(それ以外で複数のグループに参加することも可能とします)。

イ グループで応募する場合は企画書を一部作成し、代表者が提出書類(申請書と企画書)を取りまとめ

て提出してください。申請書についてはグループ全員分の提出が必要となります。

※例：3名の場合は企画書1部、企画補足資料1部(希望する場合のみ)、申請書3通、活動実績を示す資料3セット

## 10. 審査及び通知

### (1) 企画審査

応募のあった企画については本募集要項、応募規約に基づき以下の観点から審査を行います。審査にあたり内容の確認のためお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

ア 3密を回避する等感染拡大防止に配慮し、確実・適切に実施できる企画内容か。

イ 広く市民が楽しめる企画内容か。

ウ 今後市川市における文化芸術の発展に寄与することが期待できる企画内容か。

### (2) 審査結果

全ての応募者に対して郵送にて通知いたします。なお、審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

## 11. 採択された企画の映像作品制作

### (1) 提出方法等

#### ア 提出方法

映像作品の提出方法は、結果通知の際企画採用者に個別にご連絡いたします。

#### イ 提出期限

審査結果受取後原則1か月以内に映像作品を提出していただきます。やむを得ず提出までに1か月以上を要する場合はご相談ください。

### (2) 映像作品制作上の注意点

ア 制作に取り組む際には3密を避ける等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

イ 映像作品の配信はYouTube のサービスを利用します。下記のファイル形式にてご準備ください。

「.MOV」「.MPEG4」「.MP4」「.AVI」「.WMV」「.MPEGPS」

ウ 本事業のキャッチフレーズ「ICHIKAWA Artists for Tomorrow」を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします。

### (3) 企画内容の変更及び中止

やむを得ない事情により、企画応募時から内容やグループ構成員を変更する場合や企画を中止する場合等は、速やかに事務局まで報告してください。

## 12. 映像作品の確認及び配信

映像作品の提出後内容を確認し、交付対象作品を専用サイトで配信します。ただし、本募集要項、応募規約に違反する事項が確認された場合は、専用サイト上での配信は行いません。

## 13. 給付金の交付

### (1) 手続き

提出していただいた映像作品を確認後、給付金交付請求書を提出していただきます。

※給付金交付請求書は映像作品の確認結果をご連絡する際に郵送いたします。

### (2) 金額

一件あたり20万円

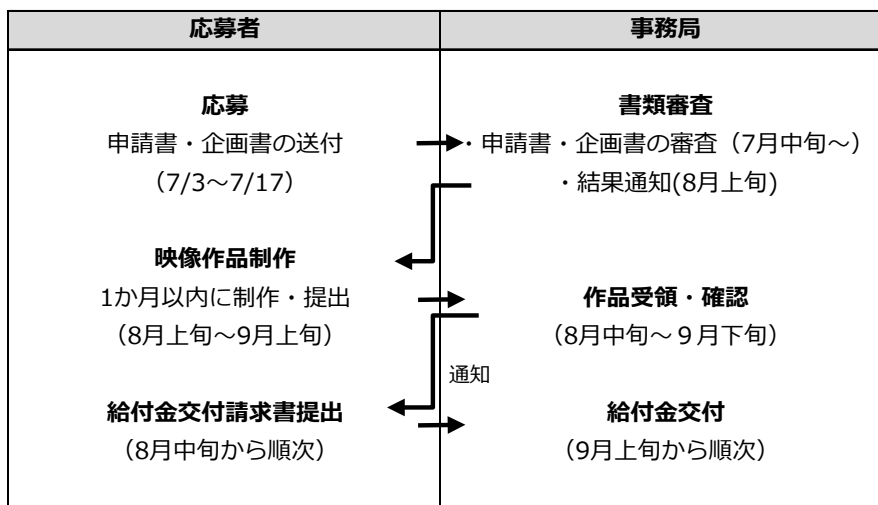
### (3) 支払い方法

給付金交付請求書に記載いただいた口座に速やかにお支払いいたします。なおグループでの応募の場合、記入いただいた代表者の口座にお支払いいたします。

## 14. 応募書類ダウンロード先

市川市ウェブサイト <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cul01/1111000208.html>

参考: 応募から支払いまでの主な流れ



## 市川市文化芸術活動緊急支援給付金応募規約

本事業の応募に当たっては、募集要項及び本応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

### 1 映像

#### 作品の権利、使用取扱い

(1) 応募作品の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、市川市は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択映像を無償かつ通知を要せずは無期限に利用できるものとします。なお、市川市の利用に当たり、応募者は著作権者人格権を行使しないものとします。

(2) 映像作品には、配信環境等の技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。

(3) 配信された作品の制作者の名称等の情報は、市川市において、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

(4) 映像作品や映像作品内で紹介されている作品は、今後市川市が実施する事業において使用する可能性があります。その場合は個別にご連絡いたします。

### 2 個人情報の取り扱い

申請書及び企画書に記載され、市川市により取得された個人情報は市川市の個人情報の保護に関する規定に従って、適正に管理いたします。

ただし本事業の実施のため、外部有識者に取得した個人情報を提供することがあります。

また本事業に関するアンケートや市川市の事業についてご連絡をさせていただく場合があります。

### 3 その他

(1) 映像作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、市川市は一切の責任を負いません。

(2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。

(3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを順守してください。

(4) 提出書類等については、一切返却いたしません。

(5) 給付金の交付後に、虚偽の申告等募集要項及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、給付金について返還していただくことがあります。

(6) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。

(7) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。

(8) 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。